

【 7月の予定 】

- 4日(木)： にこにこサロン 10:30～
- 19日(金)： にこにこサロン 10:30～
- 20日(土)： 中部地区高等学校解放研リーダー
研修会 兼 高校友の会夏期研修会

今月の人権カレンダー

7月10日～8月9日
鳥取県部落解放月間

- 1日 国民安全の日
1日 更生保護の日
6日 人権のために学ぶ同和教育講座

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

7月号 NO.427 (2024年7月1日発行)

第2回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座【戦争と人権】

令和6年度 第2回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座 戦争と人権

「クラウドディアからの手紙」
～戦争の悲惨さと人の思いやりの大切さ～



※ 事前申し込み不要

「クラウドディアからの手紙」

～戦争の悲惨さと人の思いやりの大切さ～

● 日時 7月6日(土) 13:30～15:00

● 会場 倉吉交流プラザ視聴覚ホール

(倉吉市立図書館2階)

講師 河野 信一郎 さん

(日本海テレビジョン株式会社 報道制作部シニアアドバイザー)

第二次世界大戦後、スパイ容疑の罪で数十年間ソビエト連邦の監視下に置かれたある日本人が、ソビエト連邦崩壊後に日本へ帰国されました。

彼を支えたパートナーとの別離、戦争の不条理と人間愛を描いたドキュメンタリー映像を上映し、当時制作担当ディレクターだった河野さんからお話を伺います。

生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130

はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

7月10日～8月9日は 鳥取県部落解放月間 です

鳥取県では、昭和44年7月10日の「同和对策事業特別措置法」施行を記念して「部落解放週間」を制定し、翌年の昭和45(1970)年から、「部落解放月間」を制定しました。

毎年、部落解放月間の期間中は、県や市町村、関係機関で連携しながら一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう講演会等の啓発事業を行っています。

部落解放月間を機に、さまざまな人権問題を見つめ直してみませんか。



令和6年度 鳥取県人権・同和问题講演会

●演題 激変する情報環境と差別・人権問題

～IT革命の進化をふまえて～

◆講師 北口 末広さん (近畿大学人権問題研究所特任主任教授)

◆日時 7月17日(水) 13:30～15:30

◆会場 エースパック未来中心 小ホール (倉吉市駄経寺町212-5)

○要約筆記・手話通訳あり

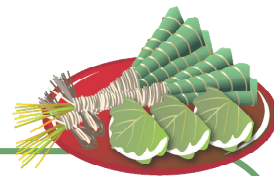
○託児あり(託児を希望される方は7/2(火)までにお問い合わせください)

入場無料
事前申込制

にこにこサロン 20日(木)



「ちまきづくり」をしました。
粉をこねて団子にし、笹の葉で巻く作業を、手際よくされていました。
蒸したちまきは、笹の良い香りがして、季節を感じることができました。



今月のにこにこサロン予定は・・・

● 4日(木) 解放文化祭に向けた 作品づくり 10:30~12:00

● 19日(金) 「バスに乗ってお出かけしましょう！」

【琴浦町】神崎神社・大山乳業工場見学

(要申込み) 10:30~14:00



みなさんお誘い合わせのうえご参加ください。
お電話での申込みも可能です。
(申し込み締め切り日：7月12日(金))

現存する部落差別問題



基本的人権の保障をうたった日本国憲法が施行されて80年近く経った現在でも、部落差別は消えず、近年は形を変えてインターネット上に溢れています。インターネット上には、誤った情報や部落差別を助長、拡大するような書き込みやサイトが存在しています。

それは、事実を正しく伝えてこなかったり、関わりたくない、傍観者でいたい、そのうち自然になくなるから・・・などと、部落問題と向き合うことなく避けてきたからです。その結果、偏見や間違った考えが伝えられ、差別が繰り返されています。

無関心であったり、知らないことで差別を見過ごしてしまったり、無意識のうちに差別的な言動をしてしまったり、結果的に差別を助長することになりかねません。

寝た子は必ず起きます。

部落問題について正しく理解し、部落差別は許されないものであるという認識を持つことが重要です。

また、いつも相手の立場に立って考え、行動する姿勢を持ち続けることも大切です。

差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会に向けて部落問題を共に考えていきましょう。

◆法務省人権擁護局は、インターネット上の同和地区(被差別部落)に関する情報について次のように示しています。

1. 特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができること。
 2. 特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができること。
- さらに同人権擁護局は、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。との方針を示しています。